

岡山県子ども・若者育成支援計画（仮称）の骨子案について

県では、子ども・若者の育成支援を総合的に推進するため、基本計画となる「岡山県子ども・若者育成支援計画～おかやま子ども・若者ビジョン～（仮称）」の策定に取り組んでおり、このほど、その骨子案を取りまとめた。

1 基本的な考え方

（1）計画の主旨

- ・子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組を整備する。
- ・これまでの青少年総合対策を引き継ぎながら、新たな諸課題への対応を盛り込む。

（2）計画の位置づけ

子ども・若者育成支援推進法第9条による岡山県子ども・若者計画として位置付ける。

※計画期間：平成24年度から平成28年度までの5年間

（3）計画対象

30歳未満の者を対象とする。ただし、施策によっては40歳未満の者も対象とする。

（4）目標

岡山県青少年総合対策本部で掲げていた目標の主旨を引き継ぎ、子ども・若者の社会的な自立を目指す。

2 これまでの取組と課題

（1）岡山県青少年総合対策本部による取組

知事部局、教育委員会、警察本部の関係課（32課室）において、青少年問題に関する施策を総合的に調整し、事業の強力な推進を図っている。

（2）国の動向

子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みの整備と、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が、平成22年4月に施行された。また同年7月、国の子ども・若者育成支援大綱として「子ども・若者ビジョン」が作成された。

この法律において、都道府県は国の大綱を勘案して、子ども若者計画を策定することが努力義務とされている。

(3) 現状と課題

- ・子ども・若者を取り巻く社会環境の変化
 - 少子高齢化、核家族化の進行、急速な情報化の進展、国際化の進展 など
 - 【携帯電話の所持率：小学生17.4%、中学生41.2%、高校生90.3%】（岡山県）
- ・さまざまな困難を抱える子ども・若者
 - ニート・ひきこもり、不登校、少年非行 など
 - 【小・中学校の不登校児童生徒数：2,271人】（岡山県）
- ・子ども・若者を取り巻く家庭・地域環境の変化
 - 家庭や地域における教育力の低下、地域の安全に対する不安 など

3 施策の体系

4つの基本目標と12の重点目標を定め、目標ごとに施策の方向を示す。

基本目標Ⅰ すべての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

- ・子ども・若者の自己形成への支援
- ・社会の変化に対応できる力の養成
- ・子ども・若者の自立をはぐくむ多様な交流
- ・若者の職業的自立、就労等支援

基本目標Ⅱ 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援

- ・困難な状況ごとの取組
- ・困難を抱える子ども・若者やその家族を総合的に支援するための取組

基本目標Ⅲ 子ども・若者とともに育つ地域・社会づくり

- ・家庭における教育力の向上
- ・地域における教育力の向上
- ・相談体制の充実
- ・子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化

基本目標Ⅳ 推進体制の整備・充実

- ・県の体制整備、国・市町村との連携の充実
- ・民間組織との連携の充実

4 計画作成のスケジュール

平成23年 7月 青少年問題協議会、関係団体等から意見聴取

10月 素案決定

パブリックコメント募集

青少年問題協議会、市町村等から意見聴取

平成24年 2月 計画決定

岡山県子ども・若者育成支援計画（仮称）骨子案 ～おかやま子ども・若者ビジョン～

1 計画策定の趣旨

近年、子ども・若者を取り巻く環境は、家庭における教育力の低下、ひきこもり等自立に困難を抱える若者の増加、インターネットの普及による有害情報の氾濫等、憂慮すべき状況となっています。

こうしたなか制定された「子ども・若者育成支援推進法」において、県における子ども・若者育成支援についての計画の作成が努力義務とされています。

本県の青少年総合対策については、従前より岡山県青少年総合対策本部における青少年施策体系に基づいて推進してきましたが、この法律の制定を受けて作成された国の大綱である「子ども・若者ビジョン」を勘案し、新たに「岡山県子ども・若者育成支援計画～おかやま子ども・若者ビジョン～（仮称）」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

子ども・若者育成支援推進法第9条による岡山県子ども・若者計画として位置づけます。

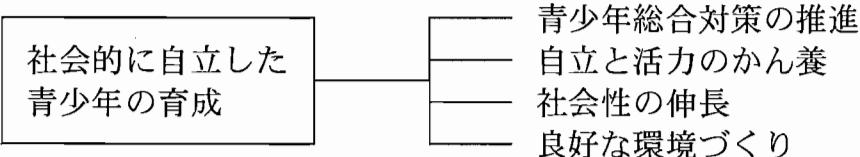
3 計画の期間

平成24(2012)年度から平成28(2016)年度までの5年間とします（必要に応じて計画の見直しを行います）。

4 岡山県青少年総合対策本部におけるこれまでの取組

知事部局、教育委員会、警察本部の関係課（32課室）において、青少年問題に関する施策を総合的に調整し、事業の強力な推進を図っています。

青少年施策の体系



5 子ども・若者を取り巻く課題

(1) 子ども・若者の現状と課題

- ・子ども・若者自身の規範意識の低下
- ・少子高齢化、核家族化の進行
- ・急速な情報化の進展
- ・環境問題、資源エネルギー問題の深刻化
- ・国際化の進展

(2) 困難を有する子ども・若者の現状と課題

- ・ニート、ひきこもり等困難を抱える子ども・若者の増加
- ・岡山県の不登校の出現率は、全国平均を上回る状況で推移
- ・少年非行は依然として深刻な状況

(3) 子ども・若者を取り巻く社会環境の現状と課題

- ・家庭や地域における教育力の低下
- ・インターネット・携帯電話の普及に伴う諸問題の深刻化（有害情報の氾濫、犯罪被害の増加、携帯依存）
- ・地域における安全・安心の確保の必要性

6 子ども・若者に関する国の動向

(1) 子ども・若者育成支援推進法の制定

近年の子ども・若者をめぐる課題に対応するため、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。地方公共団体は、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みを整備するとともに、ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有する子ども・若者の支援を行うためのネットワークの整備が、努力義務とされました。

(2) 子ども・若者ビジョンの作成

子ども・若者育成支援施策の推進を図るための国の大綱として、平成22年7月に子ども・子育てビジョンが作成され、次の3つの重点課題が掲げされました。

- ①すべての子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組
- ②困難を有する子ども・若者やその家族を支援するための取組
- ③地域における多様な担い手の育成

(3) 青少年インターネット環境整備法の制定

インターネット上に氾濫する過激な性描写や暴力表現等の有害情報から青少年を守るため、平成21年4月、青少年が利用する携帯電話へのフィルタリングの義務付け等を定めた「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されました。

7 計画の対象者

子ども・若者の範囲は、30歳未満の者としますが、社会的自立に困難を抱える40歳未満の者も多数存在することから、これらの者も計画の対象とします。

8 計画の目標

岡山県青少年総合対策本部で掲げていた目標の主旨を引き継ぎ、子ども・若者の社会的な自立を目指します。

9 岡山県子ども・若者育成支援計画（仮称）の特徴

（1）基本的な視点

子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みを整備するとともに、これまでの青少年総合対策を引き継ぎながら、新たな諸課題への対応を盛り込みます。

（2）基本目標

基本目標は次の4つとし、それぞれ重点目標を定めて、目標ごとの施策の方向を示します。

I すべての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

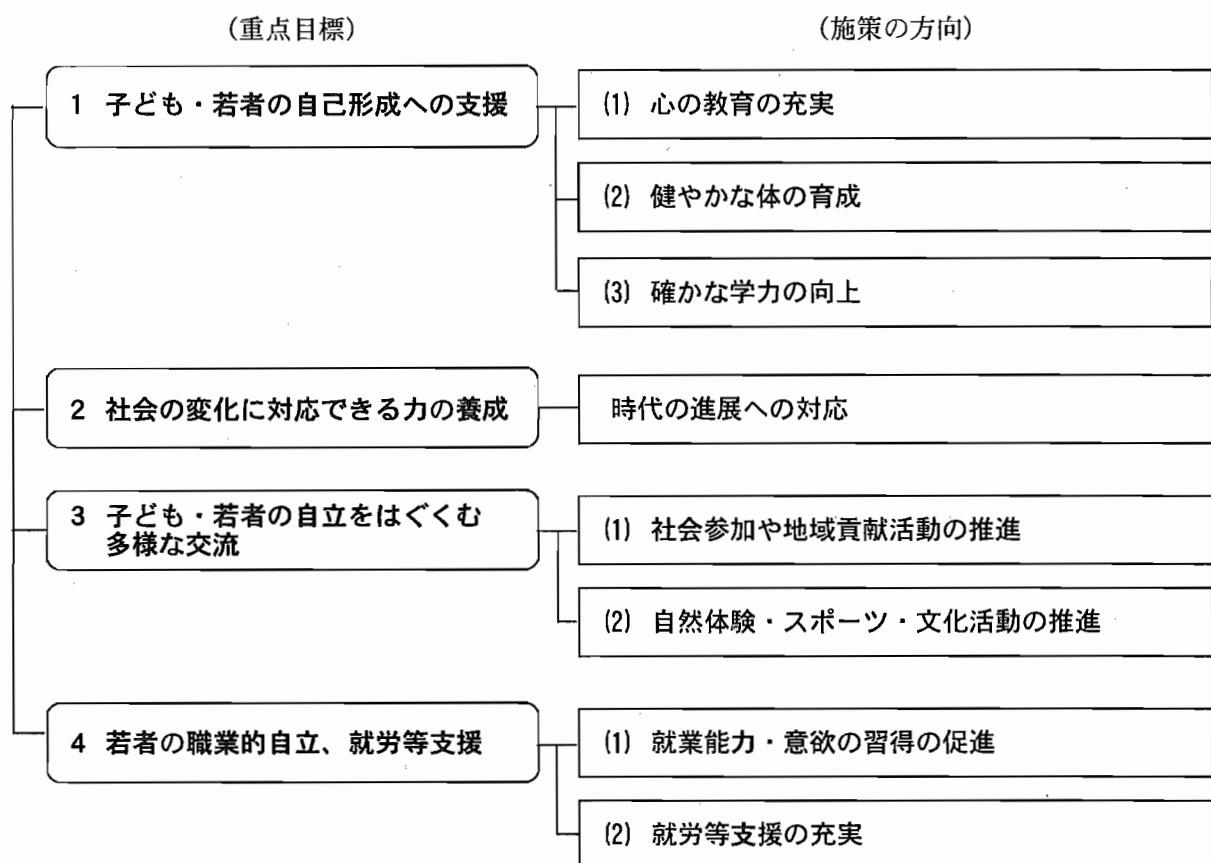
II 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援

III 子ども・若者とともに育つ地域・社会づくり

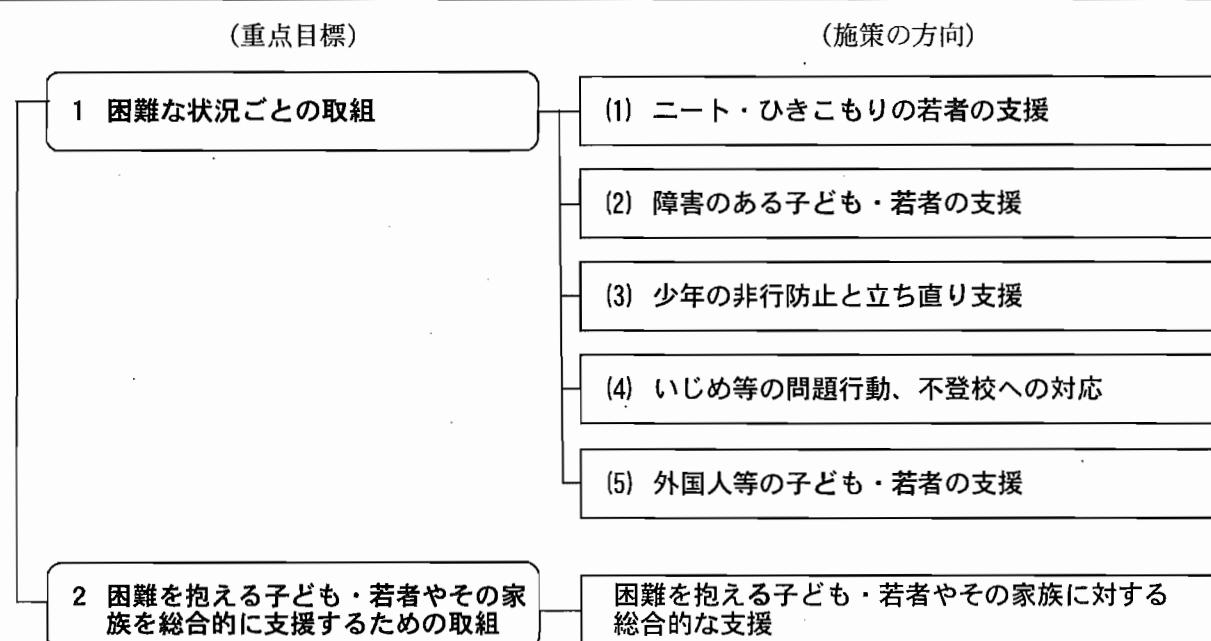
IV 推進体制の整備・充実

10 施策の体系

基本目標I すべての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援



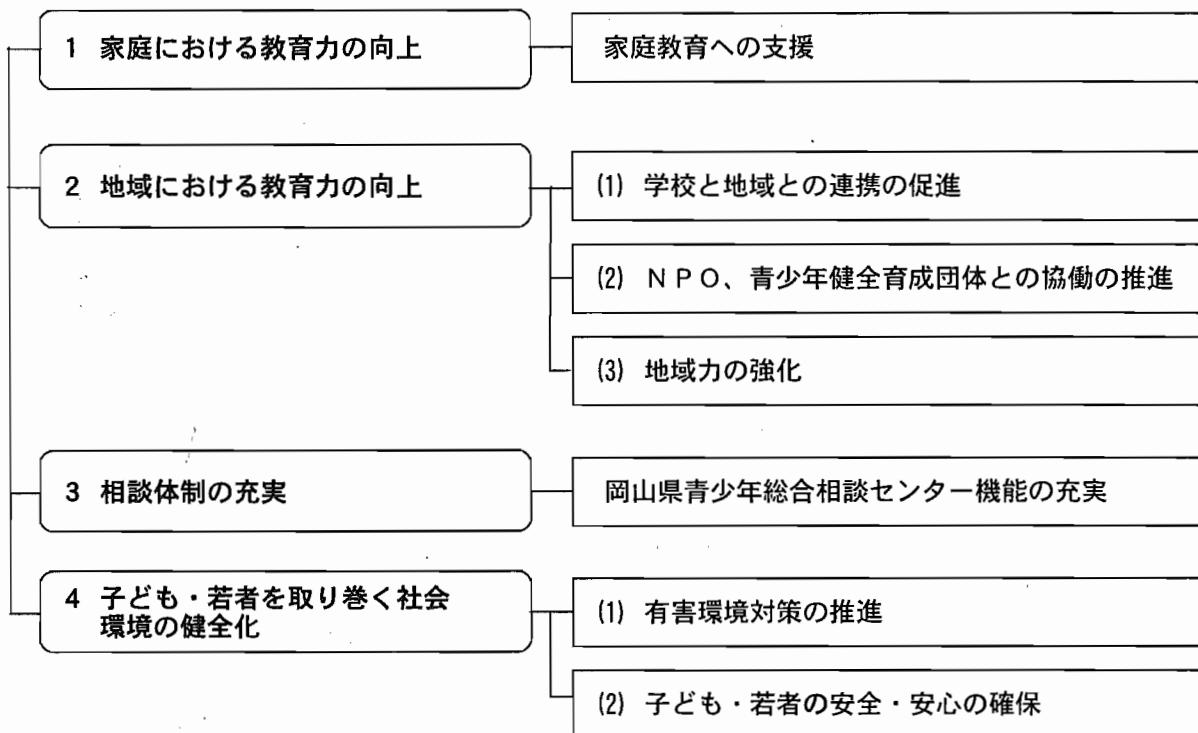
基本目標II 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援



基本目標Ⅲ 子ども・若者とともに育つ地域・社会づくり

(重点目標)

(施策の方向)



基本目標Ⅳ 推進体制の整備・充実

(重点目標)

